

第二次匝瑳市子ども読書活動推進計画

(案)

平成30年3月
匝瑳市教育委員会

目 次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	基本方針	2
4	計画の期間	2
5	現状と課題	2
	【第一次計画】より	2
	【子どもの読書活動に係わる目標とする数値・	
	子ども読書活動推進計画策定のための調査】より	4
6	推進計画のイメージ	5
7	子どもの読書活動推進のための方策	6
	（1）家庭における読書活動の推進	6
	（2）地域における読書活動の推進	6
	（3）保育所（園）・幼稚園等における読書活動の推進	7
	（4）小・中学校における読書活動の推進	8
	（5）市図書館における読書活動の推進	9
8	子どもの読書活動を推進するための啓発・広報	10
9	子どもの読書活動に係わる目標とする数値	11

資 料 編

1	子どもの読書活動推進の推進に関する法律	13
2	匝瑳市子ども読書活動推進計画策定委員会規則	15
3	匝瑳市図書館の現状	17
4	子ども読書活動推進計画策定のための調査	18
	（1）学校における読書活動の現状（アンケートによる）	18
	（2）保育所（園）・幼稚園における読書活動の現状（アンケートによる）	20
	※匝瑳市子ども読書活動推進計画策定のための調査票（小・中学校用）	22
	※匝瑳市子ども読書活動推進計画策定のための調査票（保育所〈園〉・幼稚園用）	24

1 計画策定の趣旨

近年、スマートフォンやインターネット、テレビゲーム等の様々な情報メディアの急速な普及により、子どもを取り巻く生活環境は大きく変化し、子どもの活字離れによる読書不足の影響が懸念されています。そのような中、「子どもの読書活動は、美しい日本語を学び、想像力を高め、主体的に生きていくために、欠くことのできないものであり、社会全体において読書の環境整備を推進していくことは重要である」として、「子どもの読書活動推進に関する法律」（平成13年12月）が施行されました。この法律に基づき、国では「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成25年5月第三次計画）が、県では「千葉県子どもの読書活動推進計画」（平成15年3月、平成22年3月第二次計画、平成27年3月第三次計画）が策定され、読書活動が展開される中、読書を通じて子どもに優れた本や読書の楽しさを伝えることが重要とされています。

本市では、平成18年4月に「第一次匝瑳市子ども読書活動推進計画」を策定し、これまでに、ブックスタート事業、各学校における朝の読書の普及、学校図書館の充実、学校での読み聞かせボランティアの実施、学校等への団体貸し出しの充実など、さまざまな取り組みを行ってきました。

子どもにとって読書は「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造性を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）を受け、家庭・地域・図書館・学校などが連携協力して、社会全体で子どもが読書に取り組める環境づくりを一層進めるために「第二次匝瑳市子ども読書活動推進計画」（以下「本計画」という）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）」及び「千葉県子どもの読書活動推進計画（第三次）」を基本に、本市の実情に即した読書活動推進に関する計画としました。

本市の子ども読書活動の推進については、「匝瑳市総合計画後期基本計画」の「生涯学習・生涯スポーツの環境の整備」の中に位置づけており、これらの計画との整合性を図りながら、本計画を策定します。

3 基本方針

(1) 読書に親しむ機会の充実

子どもの読書の習慣を身に付けるために、図書館を中心に、家庭・地域・学校・関係機関がより一層連携協力し、地域社会全体で子どもの読書活動を推進していきます。

(2) 読書環境の整備

子どもの自主的な読書活動の推進のため、身近に本を手にするのできる環境・施設の果たすべき役割を考慮し、施設整備等の読書環境の整備・充実に努めます。

(3) 普及啓発活動の推進

子どもの読書活動を効果的に推進するため、読書活動の意義や重要性を理解し関心を深めることができるよう、身近な大人に対する普及・啓発に努めます。

4 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

5 現状と課題

【第1次計画から】

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

①現状

子どもが絵本に出会い親子でふれあう機会として、市では「ブックスタート事業」を実施し、絵本の読み聞かせと絵本をプレゼントしました。また、家庭教育学級等、機会を通じて読み聞かせの重要性について保護者に伝えるほか、乳幼児・児童向け図書リスト（リーフレット）を配付しました。

②課題

家庭に本があり、読書に親しむきっかけ作りを提供し、親や家族の読み聞かせや家族全員による読書タイムの位置づけなど、家庭における読書活動を推進するための啓発が必要です。

(2) 図書館における子どもの読書活動の推進

①現状

子ども向け資料の専用コーナーを設置し、読み聞かせ等のイベントを開催しました。また、読書活動を様々な形で支援するために司書を配置するほか、研修に参加し研鑽に努めています。さらに、読書に関する総合窓口として関係課と連携しています。

②課題

子どもの読書に関して総合的窓口としての機能を発揮するため人的・物的環境をさらに充実させるとともに、関係課と連携し読書活動に関する周知を図っていく必要があります。

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

①現状

保育所・幼稚園については、すべての保育所（園）で読み聞かせ等を行っており、読書の日常化の推進に寄与しています。

小・中学校については、朝の読書等全校一斉読書活動を行い、読書への関心を高めています。

②課題

保育所・幼稚園については、一部で読み聞かせ等が不定期になっている現状があるため、引き続き啓発が必要です。また、その一助となる地域との連携の推進に努めます。

小・中学校については、家庭・地域と連携を図り、学習活動全般を通してより一層読書活動を習慣づけます。また、教職員へは読書推進に関わる研修への参加を促し、意識の向上を図ります。

【子どもの読書活動に係わる目標とする数値・

子ども読書活動推進計画策定のための調査】より

小学校10校の学校図書館の貸出の冊数は31,789冊（児童1人当たりの平均18.6冊）、中学校3校の学校図書館の貸出の冊数は1,820冊（生徒1人当たりの平均1.9冊）と、中学校における貸出冊数は、小学校の10分の1になります。しかし、意識調査の結果、読書が「好きだ」と答えた割合は、小学校6年生で66.2%、中学校3年生で65.6パーセントと中学校でやや減少傾向にあるものの、さほど大きな差は見られません。

ところが、不読率（1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合）では、小学校6年生では25.1%に対し、中学校3年生では43.8%とかなりの違いがみられます。このことから、読書は好きだが実際には本を読んでいない中学生の姿が浮かび上がってきます。考えられる主な原因としては、「受験勉強、部活動と多忙な生活時間」、「スマートフォンやインターネットの使用頻度の変化」などによる読書時間の確保の難しさがあります。

また、保育所（園）と幼稚園で比べてみると、保育所（園）11施設の児童図書の本数は3,620冊（1施設当たり平均329冊）、幼稚園3施設の児童図書の本数は1,300冊（1施設当たりの平均433冊）と、幼稚園に比べ、保育所（園）の蔵書数が少ないことがわかります。読み聞かせについては、幼稚園では毎日行っているの100%に対し、保育所（園）では週1回の1施設を含めても50%と半数です。公立の幼稚園施設においては67%と、読み聞かせやパネルシアター等のボランティアグループによる読書活動が行われているのに対し、保育所（園）では実施されていないのが現状です。

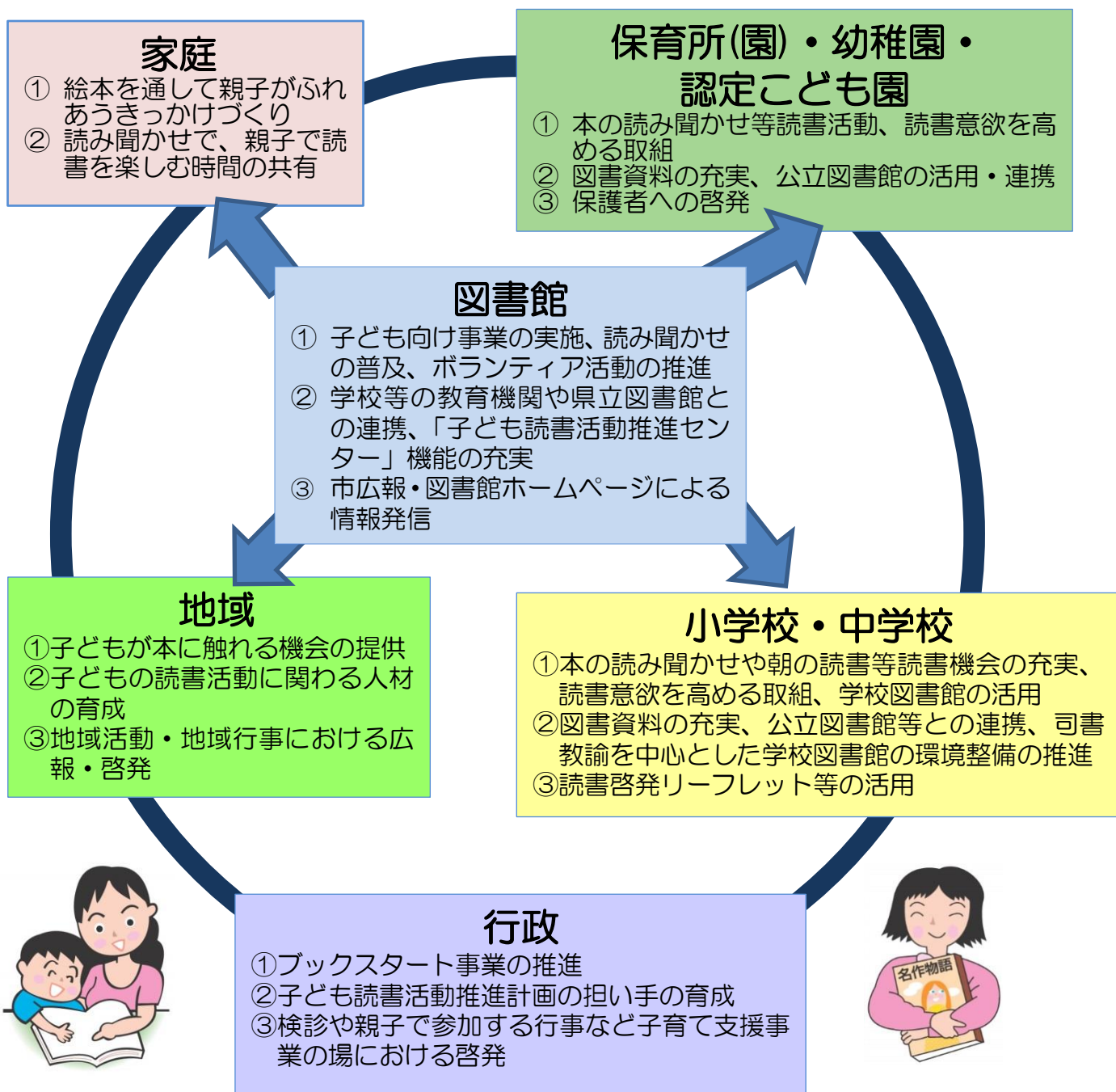
以上の点を踏まえ、子ども達の発達段階において意義のある読書活動の取り組みを更に見直し、より有効な取り組みを進める事が必要であると考えられます。子ども達の読書活動の充実に向け、図書館を中心とし、家庭・地域・学校が連携して読書活動の推進に取り組んでいくことが必須の課題です。

6 推進計画のイメージ

基本方針

- ① 読書に親しむ機会の充実
- ② 読書環境の整備
- ③ 普及啓発活動の推進

キーワードは
連携



7 子どもの読書活動推進のための方策

(1) 家庭における読書活動の推進

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われる必要があります。保護者は、子どもが読書に親しむきっかけを作ると共に、読書の習慣づけを図ったり、読書に対する興味や関心を引き出すよう積極的に子どもに働きかけることが望まれます。

No.	具体的な取組	具体的な取組の概要	推進部署
1	ブックスタート事業	親子がふれあうきっかけづくりとして、絵本の読み聞かせと絵本の配付を行います。図書館利用案内と図書館司書が作成した乳児向けの本の案内リーフレットをあわせて配付します。	健康管理課 図書館
2	子ども向けお勧め本リストの配付	「子どもに読んでほしい本100選」（千葉県教育委員会）等の読書活動啓発リーフレットを3歳児健診等で配布します。	健康管理課 図書館 生涯学習課
3	子育て講座、家庭教育学級	読み聞かせや読書の大切さを認識し、家庭での読書時間を確保できるよう家庭教育に関する事業などにおいて啓発していきます。	生涯学習課 福祉課

(2) 地域における読書活動の推進

子どもたちは、ボランティア活動などによるおはなし会や読書イベント等を通じて、本を身近に感じ自らの読書習慣を形成していきます。子育て関係団体や放課後児童クラブ等では、地域の中で子どもの読書活動を推進していきます。

No.	具体的な取組	具体的な取組の概要	推進部署
4	子育て活動への支援	大型絵本や紙芝居などを整備し、子育て関係団体への貸出を積極的に行います。	生涯学習課 図書館 関係機関
5	放課後児童クラブ等への支援	子どもたちが日常的に本と接することができるよう、児童書を充実させ、本を読みたいという要望に応えます。	生涯学習課 図書館 学校教育課

(3) 保育所（園）・幼稚園等における読書活動の推進

保育所（園）・幼稚園等は、初めての集団生活の場であり、物の見方や考え方の基礎となる時期であるため、見る力・聞く力・想像力を養える絵本等に触れることが貴重な体験となります。園の職員をはじめ、保護者や地域との協力・連携を図り、その機会を多様な形で設ける必要があります。

No.	具体的な取組	具体的な取組の概要	推進部署
6	読書に親しむ 機会の充実	読み聞かせ等の読書に親しむ機会に努めます。	福祉課 学校教育課
7	保育所（園）等の 読書環境の整備	蔵書数の増加や図書館見学を通して、幼児・園児が様々な本に触れやすい環境整備に努めます。	図書館 福祉課 学校教育課
8	保護者に向けた 読書啓発の推進	幼児・園児が興味を持った本やお勧めしたい本について知らせ、家庭での読み聞かせを啓発します。また、保護者による読み聞かせ等の行事参加を通して、保護者と幼児・園児の読書でのつながりを一層育みます。	福祉課 学校教育課
9	地域との連携	地域で活動しているボランティアグループに訪問活動してもらう等、幼児・園児が多様な形で本に接する機会を作るため、連携に努めます。	福祉課 学校教育課

(4) 小・中学校における読書活動の推進

小・中学校は、児童生徒の読書活動を推進し、読書活動を形成していく上で大きな役割を担っています。学習指導要領では、楽しんで読書しようとする態度を育てることや、読書に親しみものの考え方を広げようとする態度を育てることなどが目標とされ、各学校の教育計画にも、読書活動の推進について計画されています。小・中学校においては、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等を通して、児童生徒の発達段階に応じて読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身につけさせるとともに、各学校の実情に応じて様々な工夫を凝らし、家庭・地域等と十分連携を図り、読書活動に取り組むことが大切です。

また、学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場であるとともに、知的活動を増進し、興味・関心等呼び起こし、自発的・自主的な学習活動を支援する学習情報センターとしての役割を担っています。学校図書館を計画的に利用し、活用することにより、児童生徒の読書活動の充実を図ります。

No.	具体的な取組	具体的な取組の概要	推進部署
10	小・中学校の読書環境の整備	学校教育目標の中に学校図書館の活用方法や読書活動について計画し、先進的な取組に関する情報交換や研修を行うことにより、学校図書館担当者をはじめとする学校関係者の意識高揚を図ります。蔵書数の増加や図書館見学を通じ、児童生徒が様々な本に触れやすい環境整備に努めます。	学校教育課 小・中学校
11	学習支援機能の整備	調べ学習に対する適切な資料の提供や一人一人の児童生徒に応じた読書の支援に努めます。	学校教育課 小・中学校
12	全校一斉読書活動、読書習慣の推進	「朝の読書」や「読み聞かせ」等多様な読書活動の一層の推進を図ります。劇、朗読、群読等により読書の感動を表現する発表会などに取り組めます。「子どもに読ませたい本100選」(千葉県教育委員会)等の読書啓発リーフレットを活用して、必読書の推進をします。	学校教育課 小・中学校
13	本を通しての交流活動の推進	教職員やPTA、ボランティア等様々な人材支援による読み聞かせの充実に努めます。高齢者等への子どもによる読み聞かせを行うなど地域との交流を図ります。	学校教育課 小・中学校
14	図書館利用の推進	学校図書館や、市立図書館の積極的な活用を図った授業展開に努めます。	学校教育課 小・中学校
15	学校図書館の図書資料等の整備・充実	児童生徒が、個々の課題に応じた調べ学習について効果的に進めることができるよう、図書資料や読書環境の整備に努めます。	学校教育課 小・中学校

(5) 市図書館における読書活動の推進

市図書館は、子どもが多く資料の中から本と出会い、読書の楽しみを知る場所であり、地域における子どもの読書活動を推進する上で、重要な役割を担っています。そのためには、魅力ある蔵書の充実を図り、児童書・青少年コーナーを整備するとともに、おはなし会やイベントの開催や、保育所・学校等への団体貸出を通じて、子どもが本に親しむ機会を提供します。

子どもへの働きかけだけでなく、親子がともに参加できるイベントなどを企画するほか、ブックスタート事業に協力するなど保護者への啓発にも努めていきます。

さらに市図書館では、県立図書館など、関係機関との連携や、学校、ボランティア団体等の機能強化など、子どもが読書に親しむ機会提供や読書活動の充実を支援する「子どもの読書活動推進センター」機能を充実させます。

No.	具体的な取組	具体的な取組の概要	推進部署
16	子どもへの情報提供	図書館ホームページや館内OPAC（オンライン化された蔵書目録）の子ども用のページを整備し、充実させていきます。	図書館
17	図書館相互の連携	県立東部図書館管内の図書館で、毎年夏休み前に、小学生および中学生向け推薦図書を選定を行い、ブックリストを作成し、配布します。夏休みに該当図書を展示し、読書活動の推進に努めます。 また市図書館に蔵書がない本は、他の図書館から取り寄せてリクエストに応えます。	図書館
18	学校等の教育機関との連携	学校等からの依頼を受け、テーマに合わせて本を選び、調べ学習等を支援します。 また、放課後児童クラブ等などにも、図書館資料の団体貸出を積極的に行います。そのほか図書館への理解を深めるため、小・中学生の職場体験や社会科見学等を積極的に受け入れます。	図書館
19	障がいのある子どもへの支援	障がいのある子どもが読書に十分親しめるよう、障がいの状態に応じた、点字本・録音図書等の収集に努めます。バリアフリー化など、利用しやすい施設設備の整備に努めます。	図書館
20	ボランティア活動の推進	子どもの読書活動の担い手を支援するため、大型絵本・紙芝居、エプロンシアターのほか絵本台や紙芝居の舞台などの付属品も整備・充実させます。 また読み聞かせ等の機会やスキルアップの場を提供するなどして、ボランティア活動を推進します。	図書館

21	図書館資料の整備	児童・青少年向け資料の収集に努め、魅力ある蔵書の充実を図ります。長く読み継がれてきたものだけでなく、話題の本など、幅広い分野の資料収集に努めます。	図書館
22	スペースの確保	児童・青少年（ティーンズ）向けコーナーを整備し、資料の充実に努めます。読書の契機をつくる重要な時期である未就学児童については、親子で絵本を楽しむ『おはなしのへや』を設け、資料の内容を吟味し、質の向上に努めます。	図書館
23	イベントの企画充実	子どもたちが本や図書館に親しむきっかけとなるよう、子どもの興味・関心や発達の段階に応じた様々なイベントを積極的に企画・実施していきます。	図書館
24	保護者への啓発	親子を対象とするイベントやおはなし会を開催して行きます。保護者を対象にした講習会等に職員を派遣するなどして、保護者にも読書活動の重要性を啓発するよう努めます。	図書館
25	研修の充実と司書の適切な配置	図書館の職員が、子どもの読書活動の推進に必要な資質・能力の向上を図れるよう、積極的に研修へ参加します。 また、知識を習得し、経験を重ねた司書を配置するよう努めます。	図書館

8 子どもの読書活動を推進するための啓発・広報

子どもの読書活動を推進するためには、様々な機会を利用して理解と関心を深める必要があります。

社会全体が読書に関心を持ち、子どもの発達段階や個性に応じた自主的な読書活動を支えていくために、多方面からの啓発・広報活動に取り組んでいきます。

No.	具体的な取組	具体的な取組の概要	推進部署
1	「子ども読書の日」における啓発	「子ども読書の日」（4月23日）に合わせ、講演会・おはなし会等のイベントを積極的に企画・実施し、読書活動の重要性や楽しさの啓発に努めます。	生涯学習課 図書館 関係機関
2	広報紙・ホームページ等による情報の発信	図書館・学校等における読書に関する取組や行事の情報を広報・ホームページ・パンフレット等を通じて積極的に発信します。	生涯学習課

9 子どもの読書活動に係る目標とする数値

本計画の達成状況等の点検及び評価を行うために、目標とする数値を定めました。
本計画が5年を計画期間としていることから、平成34年度を目標年度とします。

基本方針	評価指標	現状 (H28)		目標 (H34)
読書に親しむ機会の充実	読書の好きな子どもの割合	小6	66.2%	70.0%
		中3	65.6%	70.0%
	不読率(1か月に1冊も本を読まない児童生徒)の割合	小6	25.1%	20.0%
		中3	43.8%	40.0%
	家や図書館で普段(月～金曜)に30分以上読書すると答えた児童・生徒の割合	小6	31.2%	40.0%
		中3	23.0%	40.0%
	学校の授業時間以外に、本を読んだり、借りたりするために、学校の図書室や市の図書館へ週1回以上行くと答えた児童・生徒の割合	小6	8.0%	20.0%
		中3	2.0%	10.0%
朝読書の実施率	小学校	100.0%	100.0%	
	中学校	100.0%	100.0%	
読書環境の整備	学校図書館図書標準を達成している学校数	小学校	10校/10校	10校/10校
		中学校	3校/3校	3校/3校
	図書館の団体貸出・配本サービスを1年間に利用している施設数、貸出冊数	保育所・幼稚園	24冊	
		小・中学校	1,902冊	冊
		放課後児童クラブ	14,526冊	15,000冊
読み聞かせグループ	9,664冊	10,000冊		
普及啓発活動の推進	ボランティアと連携・協力している学校等の数	保育所・幼稚園	2園/14園	7園/14園
		小学校	7校/10校	10校/10校
		中学校	0校/3校	3校/3校
	市図書館における0歳～15歳の登録率		42%	50%
	市図書館の児童書の個人への年間貸出冊数		73,400冊	75,000冊

※28年度学力学習状況調査及び市図書館データを参考にしてしています。

資 料 編

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2 匝瑳市子ども読書活動推進計画策定委員会規則

(設置)

第1条 匝瑳市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、匝瑳市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、匝瑳市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 推進計画の案の策定に関すること。
- (2) 推進計画に係る調査及び検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、推進計画の案の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 匝瑳市図書館協議会を代表する者
- (2) 匝瑳市立小学校及び中学校を代表する者
- (3) 匝瑳市立図書館のボランティアを代表する者
- (4) 匝瑳市家庭教育指導員
- (5) 匝瑳市内の保育所及び幼稚園を代表する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定により、委嘱され、又は任命された日から推進計画が策定される日までの間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは委員長が決定するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ、又は会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会に、推進計画の案の策定に係る専門的事項の調査、検討及び調整を行うため、部会を置く。

2 部会の部会員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

5 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

6 部会は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。

7 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

8 部会の議事は、出席部会員の過半数により決し、可否同数のときは部会長が決定するところによる。

9 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に資料を提出させ、又は会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3 匝瑳市図書館の現状

<匝瑳市図書館の児童サービス状況>

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
登録者数 (0 歳～15 歳) (人)	2,083	1,941	1,774
登録率 (0 歳～15 歳) (%)	48	45	42
児童書の蔵書冊数 (冊)	75,134	77,335	73,633
児童書の個人貸出冊数 (冊)	73,707	75,763	73,400
児童書の団体貸出冊数 (冊)	37,673	36,794	26,116
「おはなし会」開催	回数	54	53
	参加人数	570	584
図書館見学・職場体験学習	回数	17	16
	参加人数	462	434
各種講座 ※	回数	5	5
	参加人数	216	198

※図書館たんけん、人形劇、読書感想文教室

<団体貸出冊数>

種 別	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
小中学校	2,142	2,455	1,902
保育所・幼稚園	10,603	9,875	24
放課後児童クラブ	14,889	14,162	14,526
読み聞かせグループ等	10,039	10,302	9,664

※28年度は、それぞれの保育所・幼稚園に本を配布しました。

4 子ども読書活動推進計画策定のための調査

1 調査趣旨

匝瑳市子ども読書活動推進計画を策定するに当たり、保育所（園）・幼稚園、小・中学校で行われている読書活動の実態を把握し、計画に反映させるため「子ども読書活動推進計画策定のための調査」を行った。

2 調査期間 平成28年7月1日（金）～7月25日（月）

3 調査対象

- 匝瑳市内の全公立小中学校（小学校10校・中学校3校）
- 市内の全保育所（園）（11施設）、全幼稚園（3施設）、

4 調査方法 保育所（園）・幼稚園、小・中学校に調査用紙を配布し、回収した。

「子ども読書活動推進計画策定のための調査」（小・中学校用）

（1）学校における読書活動の現状（アンケートによる）

●全校一斉読書活動の実施

	朝読書				読み聞かせ
	実施 (校)	週平均 (日)	1日平均 (分)		週平均 (日)
小学校	10	3.2	15	小学校	1
中学校	3	3	13	中学校	0

●学校図書館の活用について

	実施 (校)	年間貸出数 (冊)	児童一人平均 (冊)
小学校	10	31,789	18.6
中学校	3	1,820	1.9

●保護者や地域住民によるボランティア活動

	取り入れている学校数 (校)	平均活動人数 (人)	月平均活動日数 (日/月)	ボランティア構成 (校)	
				保護者	地域人材
小学校	7	7.4	2.8	4	3
中学校	0	0	0	0	0

●ボランティア活動時間帯 単位：校

	朝読書	昼休み	放課後	その他
小学校	7	0	0	0
中学校	0	0	0	0

●ボランティア活動内容 単位：校

	素ばなし	絵本の読み聞かせ	ブックトーク	紙芝居	パネルシアター	環境整備	その他
小学校	1	7	0	2	1	0	0
中学校	0	0	0	0	0	0	0

*複数回答有

※素ばなし：本を見せずに耳だけでストーリーを読み聞かせること

※ブックトーク：あるテーマに沿って、複数の本の内容を紹介すること

※パネルシアター：布地を貼ったパネルに、布で作った人形等の絵を貼ったり外したりしながら物語を演じる人形劇

●保護者への啓発・情報提供 単位：校

	実施	学校 便り	学年 便り	学級 便り	図書 便り	保護 者会	集会	家庭教 育学級	その他
小学校	10	8	7	4	1	6	1	2	0
中学校	3	1	1	1	0	1	0	0	0

*複数回答あり

●家庭読書推進のための活動 単位：校

	実施
小学校	10
中学校	0

●教職員に対する読書推進研修等 単位：校

	実施
小学校	0
中学校	0

●読書を通じた地域との交流 単位：校

	実施
小学校	2
中学校	1

(2) 保育所（園）・幼稚園における読書活動の現状（アンケートによる）

●蔵書冊数

施設名	回答施設数 (施設)	蔵書冊数	
		総数 (冊)	1施設当たり平均 (冊)
保育所（園）	11	3,620	329
幼稚園	3	1,300	433

●子どもたちへの読書に関わる活動

[保育所（園）]

単位：施設

	素ばなし	読み聞かせ	ブックトーク	紙芝居	パネルシアター	その他※
毎日	0	4	0	8	0	0
週1回	2	1	0	1	0	1
週2回以上	0	0	0	1	0	0
月1回	0	0	0	0	2	0
月2回以上	0	0	1	0	0	0
不定期	4	5	2	0	9	0
合計 (%)	6 (54%)	10 (91%)	3 (27%)	10 (91%)	11 (100%)	1 (9%)

※1施設、ペープサート（紙人形劇）、エプロンシアター

[幼稚園]

単位：施設

	素ばなし	読み聞かせ	ブックトーク	紙芝居	パネルシアター	その他※
毎日	0	3	0	0	0	0
週1回	0	0	0	0	0	0
週2回以上	0	0	0	1	0	0
月1回	0	0	0	0	0	0
月2回以上	0	0	0	0	0	0
不定期	3	0	0	0	3	1
合計 (%)	3 (100%)	3 (100%)	0 (0%)	1 (33%)	3 (100%)	1 (33%)

※3園、エプロンシアター

●保護者、地域住民によるボランティア活動

単位：施設

施設名	活動している	活動していない
保育所（園）	0 (0%)	11 (100%)
幼稚園	2 (67%)	1 (33%)

●保護者に向けた啓発活動

単位:施設

施設名	園・クラスだより等で 絵本の紹介	保護者向けの絵本講 座の実施	その他
保育所（園）	3	1	3
幼稚園	1	0	1

(3) 質問(1)で「取り入れていない」と答えた学校にお聞きします。

①取り入れていない理由を教えてください。

[]

②どのような状況であれば、取り入れようと思いますか。

[]

5 保護者への啓発・情報提供について<読書のよさ、家読(うちどく)の勧め等>

・実施している・実施していない

[
どんな形で実施しているか(該当に○)
・学校便り ・学年便り ・学級便り ・図書便り ・保護者会 ・集会
・家庭教育学級 ・その他()]

6 家庭での読書推進のために、学校で行っている活動はありますか。

(例：児童・生徒の読書数に応じて賞状を贈呈する 等)

・ある ・ない

[]

7 教職員に対して、読書推進に係わる研修等を行っていますか。

・行っている ・行っていない

[]

8 読書を通じた地域との交流を行っていますか。

(例：高齢者への子どもによる読み聞かせ活動 等)

・行っている ・行っていない

[]

9 子どもの読書推進活動についてのご意見がありましたら、お聞かせください。

[]

※ご協力いただきまして、ありがとうございました。

